

2020年4月24日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 様

日本労働組合総連合会  
会 長 神津 里季生

## 新型コロナウイルス感染症に関連した雇用・労働対策の強化の要請

新型コロナウイルス感染症は、雇用の現場にも大きく影響を及ぼしており、緊急事態宣言が全国へ拡大されたことで今後さらに影響が拡大する懸念があります。

連合は、この間、働く者・生活者の立場から、感染拡大防止のための取り組みに積極的に協力するとともに、緊急要請などを通じ、労働者の不安払しょくに向けた取り組みを推進しているところです。こうしたなか、連合には、緊急集中労働相談などを通じ、解雇や内定取り消し、休業補償などの雇用に関する不安を訴える声が数多く寄せられています。

日本で働くすべての労働者の雇用の安定・安全を確保し、不安を払しょくするためにも、厚生労働省のより一層の取り組みの強化をお願いしたく、下記の通り要請いたします。

### I. 雇用維持の支援

- 雇用調整助成金の日額上限額を特例的に引き上げるなど、雇用を維持するために労働者を解雇しない場合の事業主負担を軽減すること。
- 起業して間もないスタートアップ企業など雇用調整助成金の受給対象とならない中小・零細企業に対し、雇用調整助成金と同様の助成内容を一般会計から支出する枠組みを創設すること。
- 雇用調整助成金の活用するにあたり社会保険労務士に手続きを依頼する場合、特例的にその手続き費用を国や地方が助成すること。また、給付手続きのさらなる簡素化や、対応窓口の増強などを通じた給付手続きの迅速化を図ること。
- フリーランスなどに対する「持続化給付金」などの周知・広報を厚生労働省としても実施するとともに、小学校休業等対応支援金を引き上げること。

## Ⅱ. すべての労働者の雇用の安定

- 不合理な解雇や雇止め等の発生を防止するため、関連する労働関係法令を周知すること。やむを得ず解雇を検討する場合にも、使用者による最大限の解雇回避努力や労働組合との協議等、整理解雇の4要件に照らして厳格に判断すべきものであることを周知徹底するとともに、不適正な事案に対しては速やかかつ厳正に対処すること。
- 緊急事態宣言を受けて事業を休止する場合は、在宅勤務等の方法により労働者の休業を回避する努力が尽くされるべきである旨、事業主に周知すること。やむを得ず休業させる場合でも、労働基準法に基づく休業手当の支払義務が一律になくなるものではないことを周知し、監督指導を徹底すること。
- 派遣労働者の雇用の維持・確保のため、派遣先との労働者派遣契約が解除される場合でも、安易に解雇せず、派遣元事業主として、派遣先と連携し、新たな就業機会の確保を図るよう周知徹底すること。新たな就業機会が確保できない場合でも、雇用調整助成金の積極的活用などにより雇用維持を図るよう促すこと。
- 技能実習生を含む外国人労働者および、外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人労働者も雇用調整助成金の支給対象であることを周知するとともに、事業活動の縮小等によりやむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用し、雇用を維持するよう求めること。
- 技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、安易な解雇や強制帰国に対して厳正に対処すること。
- 外国人労働者に対する新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、やさしい日本語を始め多言語による最新情報の提供を徹底すること。

## Ⅲ. 雇用のセーフティネットの強化

- 雇用保険における基本手当について、特例的に特定受給資格者及び一部の特定理由離職者の法定賃金日額・所定給付日数・給付率の引き上げを行うとともに、雇用保険への国庫負担割合を引き上げること。
- 雇用保険の失業手当について、一般受給資格者の給付制限期間を特例的に短縮するとともに、「離職日からさかのぼった2年間に被保険者期間が12ヶ月以上ある」とする要件を特例的に緩和すること。
- 労働者を退職させ失業手当を受けつつ、後日再度雇用するといった雇用保

険の趣旨を逸脱した事例を未然に防ぐ措置を講ずること。

#### IV. 労働時間・安全衛生

- 事業場における感染症の蔓延防止は事業者の安全配慮義務であり、安全衛生教育やテレワーク・在宅勤務の実施など、蔓延防止に必要な措置は事業者が率先して対応するよう周知・広報すること。
- 労災認定については、感染のリスクを承知で働かざるを得ない労働者を保護する観点から、特例的に指定公共機関などで就労する労働者が新型コロナウイルス感染症に罹患した結果、死亡または後遺症が残った場合に、感染経路が証明できないことを理由に不支給としないこと。
- 特例的にホテル等宿泊施設を新型コロナウイルス罹患者の療養施設として活用する際は、その事業者に感染症に関する十分な知見がないことも想定されるため、感染防止などの労働者に対する安全衛生教育については、感染症蔓延防止の観点から事前に「国・地方公共団体・病院関係者による教育・指導」を十分に実施すること。
- 感染の可能性がある妊婦については帝王切開もやむを得ないとされているが、妊婦や産まれてくる子どもはもちろん、医療従事者を守るための手立てを講じること。
- 労働基準法 33 条 1 項（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の延長）の適用に関しては、労働者の健康確保の観点から、厳格な運用が行われるよう、監督指導を強化・徹底する。また、繊維・衣服関係の職種に従事する技能実習生をマスク製造に従事させる場合においても、日本人労働者と同様の適正な対応を行うよう、実習実施者への周知・監督指導を徹底すること。

以上